

敦賀原発のように、指針等を厳格に適用すれば、大飯破碎帯は活断層

原発ゼロノミクマも応援にかけつけてくれました

国を相手とした裁判の第6回法廷は、7月1日（月）午後1時半から、大阪地方裁判所202号大法廷で開かれ、傍聴者は原告・支援者で約50名でした。

冒頭に冠木弁護士から、原告側が5月20日に出した国への求釈明に対して、回答が出ていないがどうなっているのかと、確認を求めました。国側は「新基準の法的枠組みがまだ決まっていないので」と言って、返答を避けました。冠木弁護士が、求釈明の内容は、新基準になっても変わるようなものでもない旨を述べて、重ねて回答を請求しました。



裁判官から、法律が変わるため「原告は訴えの変更」を行うかどうかについて確認があり、原告もその方向であると返答しました。今は運転停止命令を求める法的根拠は電気事業法ですが、新法によって根拠法が原子炉等規制法に変わるからです。

新基準となるため、訴えが変わる部分と、新基準となっても訴えが変わらない部分を整理してまとめたものを提出することとなりました。

裁判官から、『訴訟告知』をしますか」という耳慣れない言葉がありました。この裁判は市民と国の間で行われていますが、この裁判内容において利害が生じる関電に対して「こういう内容の訴えを起している」と知らせることで、訴訟告知の義務はありませんが、知らせておくことで後に関電が「この裁判は知らなかったから関係がない」と逃げることができなくなります。この件は、検討の上判断していくこととなります。

次に、瀬戸弁護士から、「準備書面4」の内容について説明がありました。とりわけ、敦賀原発の破碎帯調査で規制委員会は指針や手引きを厳格に適用して耐震設計上考慮する活断層だと認めたこと、その姿勢を大飯原発でも貫けば、F-6は耐震設計上考慮する活断層だと認定すべきだという点について述べました。

次回第7回法廷は9月25日、午後3時と決まりました。それまでに、原告から新法に則した書面を提出すること、それを受けて、国が求釈明への回答を出すこととなりました。

報告会 14:20~15:50

まず、瀬戸弁護士から提出書面についての説明を受けました。はじめに主張立証責任が国側にあることをはっきりさせることの確認が重要だと説明されました。それにしただって、制御棒挿入性の問題とF-6破碎帯が「耐震設計上考慮する活断層」であるか否かの問題を検討することとしています。国の機関である原子力規制委員会が敦賀原発で活断層と認定した議論の経過等を詳しく展開し、大飯原発にも同様の姿勢でのぞむよう国に迫っていると、準備書面の内容を分かりやすく話されました。

次に、谷弁護士から今日の法廷の説明を受け、前述の「訴訟告知」について伺いました。



そしてゼロノミクマさんからのアピール。アラスカ生まれで暑さにはめっぽう弱いけど、この事態を何とかしたいと参議院議員選挙までは何とか頑張ってから「冬眠」ならぬ「夏眠」をするそうです。残念ながら裁判所の敷地に入ることはできませんでしたが、報告会後も天神橋筋を歩き、電車に乗り「原発ゼロでもやっていける」とアピール活動をしました。

【各取り組み報告】

関電株主総会の報告を畑さんから伺いました。

6月26日に兵庫県ワールド記念ホールで行われた関電株主総会は、5時間かけて31議案を審議しました。関電からの提案は2議案で、残り29議案は株主からの提案でした。筆頭株主の大阪市他、京都市、神戸市も「原発に頼らない経営を」と提案、関電株主行動の会からは、8議案を提案しましたが、全て否決となりました。

関電株主行動の会は、脱原発を目指して23年間毎年気の遠くなるような地道な作業を経て株主共同提案を行っています。2013年度は、129人の株主で8議案を提案したとのことです。

続いて久保木さんからは、6月27日早朝に行われた「原子力発電に反対する福井県民会議」等4団体の呼びかけによる、高浜でのMOX燃料搬入抗議行動の報告がありました。全国から約150名が集まり、入港する船へのシュプレヒコールを繰り返したあと、抗議集会を開催。高浜原発ゲート前に移動し、3通の抗議文書を読み上げて「絶対にMOX装荷を阻止しよう」と訴えたと、写真とともに報告がありました。

そして、島田さんから、6月21日に行われた規制庁交渉の報告がありました。2日間で5,535筆にもなった緊急署名「大飯原発は新基準に適合していません！直ちに運転停止を！」と、後に送られてきた「もう待たません！ただちに運転停止を！」の署名2,023筆（前回提出分との合計16,620筆）を提出。「新基準に適合していないのに、7月8日の新基準施行以降、大飯の運転が許される法的根拠はあるのか」など質問し、これには、一切答えることができないが、「ただちに安全上重要な問題はない」とのひどい態度だったとの報告がありました。

【今後の活動】

7月8日施行の新基準に適合しない大飯原発を止めようとしめないこと、既成事実を作り、なし崩しにプルサーマル運転を再開しようとしている高浜原発、それに続く全国原発の再稼働に対して、今後の活動提案をしました。アイリーンさんから、7月8日に「原発の再稼働を止めよう！7・8全国集会」と規制庁交渉の紹介がありました。北海道、福井、愛媛、佐賀、鹿児島の新稼働が狙われている現地と全国各地の市民が参議院議員会館に集まります。それに関連して、詳しいリーフレットが作られた川内原発など各地の活断層問題について、小山さんが説明されました。

7月4日の関西広域連合への申し入れに向けて、山本さんから、福井県が兵庫、奈良、石川3県を県外避難先として受け入れに合意した旨公表したこと、兵庫県が独自のシミュレーションによる汚染予測を公表したこと、西向きでは豊岡、南西では丹波地域、南西では神戸市が高い濃度で被曝することを紹介。児玉さんが、6月29日に関西広域連合委員会が開催されて、福井4市町の6万7千人が兵庫県の中・北部へ、滋賀の2市、5万8千人が大阪、和歌山へ、舞鶴8万9千

人をはじめとする京都府 30 キロ圏の 12 万 7 千人が兵庫南部と徳島に避難先を確保できるよう、エリアで合意したことを報告しました。

原告が提出した書面は下記にあります。

◎原告の準備書面 4

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/gyouso_jyunbi4_20130625.pdf

◎原告の証拠説明書

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/gyouso_kou_37_41_20130625.pdf

【当面の行動】

7月4日（木） 10：30～兵庫県・関西広域連合への申し入れ

7月5日（金） 16：00～大阪府への申し入れ

7月8日（月） 12：00～原発の再稼働を許さない7・8全国集会・規制庁交渉

7月12日（金） 10：30～関電相手の仮処分裁判 抗告審(大阪高裁 傍聴は原告のみ)

★次回 第7回法廷は、

9月25日（水） 15：00～ 大阪地方裁判所202号大法廷
で、行われます。皆さん、ご参加ください。

★関電相手の仮処分裁判 高裁は 7月12日（金）です。よろしくお願ひします。